

議案第49号

町有財産の貸付について

町内の産業振興に資する町有財産を、下記のとおり貸付きたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 貸付財産

土地の所在	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁 字五ノ幡2905番7 他1筆
面積	3,705㎡

2 貸付の相手方	鹿児島県南九州市川辺町平山4109番地 農業法人神バナナ株式会社 代表取締役 東 晃
----------	--

3 貸付の期間	契約の日から20年間
---------	------------

4 貸付の価格	無償（ただし契約の日より3年間）
---------	------------------

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、新たな町の特産物として、町内の雇用拡大および産業振興による地域活性化に大きく寄与することが見込まれる国産無農薬バナナ栽培に取り組む企業の生産拠点として、町有財産を3年間無償にて貸付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

土地賃貸借契約書（案）

賃貸人 みやき町（以下「甲」という。）と賃借人 農業法人神バナナ 株式会社（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（貸付土地）

第1条 貸付土地（以下「貸借地」という。）は、次のとおりとする。

所在地	地目	地積	摘要
みやき町大字白壁字五ノ幡 2905-7 2905-8	雑種地	3,271 m ²	別紙図面のとおり
	雑種地	434 m ²	

（指定用途）

第2条 貸借地は、乙において、農業ハウスの敷地の用途に使用しなければならない。

（指定用途以外の禁止）

第3条 乙は、貸借地を前条で定める指定用途以外に使用してはならない。

（貸借期間）

第4条 貸借地の貸借期間（以下「貸借期間」という。）は、契約の日から20年間とする。

（貸借地の引き渡し）

第5条 甲は、貸借期間の開始日に、乙に貸借地を引き渡すものとする。

（指定期日）

第6条 乙は、貸借地を遅くとも平成30年12月31日（以下「指定期日」という。）までに、指定用途に供しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により、指定期日の変更を必要とするときは、その理由を付した書面により甲の承認を受けなければならない。

（貸借地の賃借料）

第7条 貸借地の賃借料（以下「賃借料」という。）は、みやき町財務規則第163条第1項に基づき、毎年、固定資産税路線価を時価として算出した金額とする。ただし、契約の日より3年間については、無償とする。

2 前項の賃借料及び無償期間について、経済情勢の変動等、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲と乙の協議の上決定する。

（貸借地の賃借料の支払い）

第8条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定した期日までに甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(財産使用权の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を受けないで貸借地の全部又は一部を第三者に転貸し、または貸借の権利を第三者に譲渡してはならない。

(貸借地の管理)

第10条 乙は、貸借地を善良な管理者の注意を持って、正常な状態において管理しなければならないものとし、貸借地の形状変更、建物又は工作物を新設、改設、増設若しくは移転しようとするときは、あらかじめその理由を付した書面により甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の維持管理のために支出する費用は、すべて、乙の負担とする。
- 3 甲は、貸借地の管理上必要があるときは、使用状況について、立入り調査を行い、又は報告を求めることができる。この場合、乙は調査、報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、法人を解散したとき。
- (3) 前各号のほか、乙が本契約書の重大な条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても当該違反の状態が解消されないとき。

(乙による契約の解除)

第12条 乙が、契約期間中に本契約を解除するときは、解除する12か月前までに、甲に対して書面により通知しなければならない。

(貸借地の返還及び原状回復)

第13条 乙は、貸借期間が終了したとき、第11条の規定により本契約を解除されたとき、又は前条の規定により契約を解除するときは、甲の指定する期日までに乙の費用において、貸借地を原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸借地を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

(有益費等の請求権の放棄等)

第14条 第4条に規定する貸借期間が満了したとき、又は第11条の定めにより本契約を解除された場合において、貸借地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要その他費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたと

きは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約について疑義のあるときは、又はこの契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲（賃貸人） 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
みやき町長 末安伸之

乙（賃借人） 鹿児島県南九州市川辺町平山4109
農業法人 神バナナ 株式会社
代表取締役 東 晃



